

議案第58号

備前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月5日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

備前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成26年備前市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第17条第2号アの表中「720円」を「730円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。